

◇（公財）日本水泳連盟 競技会の参加にあたって ◇

1、競技者登録について

この要項に記載してある競技会に出場する競技者およびチームは、すべて（公財）日本水泳連盟の競技者登録・団体登録を完了した者に限る。ただし、登録を抹消された者は、すべての公式競技会および公認競技会には出場できない。

2、標準記録突破について

この要項に記載してある標準記録突破者とは、（公財）日本水泳連盟またはその加盟団体が主催する公式競技会・公認競技会において、設定されている標準記録を突破した者をいう。（リレー競技の第一泳者および1500m自由形の800mにおける正式時間を含む）ただし各大会において別に定めのあるものについては、この限りではない。

3、競技会の申込締切日について

この要項中、競技会によっては加盟団体を通じて申し込みを行わなければならないことがある。その際の申込締切日は、加盟団体からの申込締切日であって各チームまたは個人の申込締切日ではないので、特に各都道府県内の予選会等終了後の申込手続きについては十分な注意を要する。

4、棄権者について

出場申込をした競技者またはチームが棄権する場合は、競泳競技および飛込競技・シンクロ競技については決勝（B決勝を含む）・準決勝もしくは出場資格に制限のある予選、その他の競技種目については予選を含む全競技に対し、棄権料を所属加盟団体およびチームと連帯して支払う義務を負う。ただし、棄権の理由が競技会の期間内にアリーナ内でこうむった負傷による場合はこれを免除する。

棄権1回につき3,000円 ただし、リレー競技は、5,000円
水球競技は、10,000円
シンクロ競技は、1名1種目 3,000円

納金は大会当日所定の場所へ納めなければならない。

※棄権の届出はできるだけ速やかに、当日の予選競技開始20分前までに招集所に申し出ること。B決勝・準決勝・決勝競技は棄権は出来ない。やむなく棄権する場合は、その予選競技種目終了後1時間以内に招集所に申し出ること。タイム決勝について、大会規定による。

5、不行跡行為等の制裁について

故意に競技の進行を妨げたり、大会の品位を著しく傷つける行為等に対しては、行為者および所属チームを含め制裁を科すことがある。

6、着用する水着について

競泳の公式・公認競技会において着用する水着は、本連盟の定めに従ったものでなければならない。また、水着あるいは身体へのテーピングは禁止とする。

7、商標の規制について

公式・公認競技会で、すべての競技者・監督・コーチおよび役員（以下「競技者等」という）が、競技会の競技場内でつけることのできるロゴ・マーク、メーカーのロゴ・マークについては、以下の通り扱う。（違反があった場合は、その大会の出場を停止させることもある。）

- ①水着には、競技会の競技場内では、大きさ30cm以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。
- ②ウェアには、競技会の競技場内では、大きさ40cm以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。
- ③その他の持ち物には、競技会の競技場内では、大きさ20cm以内であればメーカーのロゴ・マークをつけることができる。
- ④メーカーのマークは前項の大きさ以内であれば重複してもよいが、ロゴは1カ所のみしか使用できない。ただし、使用される1枚の水着について、最大30cmのメーカーのロゴは、ウエストより上の位置に1つ、下の位置に1つ許される。これらのロゴは、相互にすぐ近くに隣接して置いてはならない。ツーピースの水着に関しては、上部に1つのメーカーのロゴが、そして下部に1つが許される。
- ⑤競泳は、その大会に出場する所属チーム名、都道府県名の表示は30cm以内とする。
- ⑥前項にあげた『水着および衣類、持ち物』についてのメーカーのロゴ・マーク、所属チーム名、都道府県名のほかに（公財）日本水泳連盟により認可されたスポンサーロゴ・マークを1個つけることができる。（「競技会において着用、または携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取扱い規定」参照）

8、監督者会議への出席について

監督・コーチは、競技規則・競技会要綱を熟知するとともに、競技会前の監督者会議には必ず出席し、決定された指示や連絡事項を競技者に適切に伝達する。

9、自動審判計時装置の使用について

この要綱に記載してあるすべての競泳競技会は、全自動審判計時装置を使用する。

10、災害保障について

この要綱に記載してある競技会（国体を除く）の参加者の大会期間中における災害保障については、（公財）日本水泳連盟の負担において行う。保障の内容は、本連盟と保険会社との契約範囲内に限られる。（国体については、（公財）日本体育協会の災害保障規定による）

11、同意書の提出について

中学生以下の参加者については、保護者の同意書を必要とする。

12、IDカードの携帯について

IDカードは、（公財）日本水泳連盟競技者登録者の証明となり、カードによる記録認定証の発行に使用されるので、競技会には必ず持参し紛失しないよう注意する。

◇（公財）日本水泳連盟 競技団体及び競技者登録規定 ◇

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）が、水泳競技の健全な普及・発展と円滑な競技運営を図るため、競技団体登録（以下「登録団体」という。）及び競技者登録に関することを定める。

（団体登録）

第2条 登録団体は、第一区分と第二区分のいずれか一方に属する。

2 第一区分とは学校及び勤務先（事業所）、第二区分とは第一区分以外の任意団体（以下「任意団体」という。）とする。

- 勤務先を第一区分として登録する場合の名称は法人名とする。

(競技者登録)

- 第3条 競技者は、所属する学校及び雇用関係のある勤務先の第一区分並びに任意団体の第二区分の2ヶ所に競技者登録をすることができる。
- 競技者は、自らの責任において所属する第一区分、第二区分の登録団体を選択する。
 - 第一区分は、競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング・日本泳法の全ての競技種目を通じて、1カ所の登録とする。(＊水球については別に細則を設ける)
 - 第一区分登録は、年度途中で変更することはできない。第二区分登録は、所定の手続きにより、年度途中で変更することができる。
 - 第二区分は、競技種目毎に登録団体を選択することができる。小・中・高校生の第二区分登録は、スイミングクラブ等の活動(練習)実態を有する登録団体とする。
 - 国際大会の日本代表及び国民体育大会の都道府県代表は、第一区分、第二区分のいずれにも属さないが、競技者はいずれかの登録団体に登録されていなければならない。

(登録の手続き)

- 第4条 団体登録及び競技者登録は、登録団体責任者が加盟団体を通じて行わなければならない。
- 競技者登録料は、第一区分・第二区分の登録団体それぞれから発生する。

- 大学生(高等専門学校の4・5年生を含む)は学生委員会支部への登録とし、その他の学生(専門学校及び大学院を含む)は加盟団体への登録とする。
- 新規第二区分の団体登録について、その任意性等不明な場合は、事前に加盟団体を通じて本連盟に確認しなければならない。
- 登録にあたっては、本連盟が別に定める「競技者資格規則」、「競技会及び海外交流規則」を理解し、遵守しなければならない。

(登録の期限及び登録料)

- 第5条 団体登録及び競技者登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 団体登録及び競技者登録の際は、登録の有効期間の残存期間にかかわらず、本連盟の定める登録料を納付しなければならない。
 - 小学校体育連盟及び中学校体育連盟の主催大会に参加するための団体・競技者の第一区分登録料は、無償とする場合がある。
 - 団体登録及び競技者登録は、期間途中で抹消することができる。ただし、納付した登録料は返金しない。

(改 廃)

- 第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

- 附則1 本規程は、2017(平成29)年4月1日から施行する。
2 本規程は、2018(平成30)年4月1日から施行する。

◇(公財)日本水泳連盟 競技者資格規則◇

(目的)

- 第1条 公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「日本オリンピック委員会」という。)及び国際水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟に登録する選手(以下「競技者」という。)に対する競技者資格規則を定める。

(スポーツマンシップ)

- 第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。
- 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。
 - 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(競技者の定義)

- 第3条 本規則の競技者とは、競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング及び日本泳法の男女の競技者をいう。

(競技者の資格)

- 第4条 競技者は本連盟の加盟団体を經由して、本連盟に競技者登録(在日外国人競技者登録も含む。)をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、国際水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。
- 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の加盟団体を經由して、本連盟

の許可を得なければならない。

(賞金等の受け取り)

- 第5条 競技者が前条に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬(以下「賞金等」という。)付であった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。
- 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は、本連盟に帰属するものとする。

(競技者の商行為及び届け出義務)

- 第6条 競技者は、自らの責任において、つぎの商行為を行うことができる。
- ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷つけたり、水泳競技の健全な普及・発展を妨げることは厳につつまなければならない。
- 水着及びウェア・キャップ・持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポンサーのロゴマークを付して競技すること
 - 水泳競技の普及・発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること及び同目的で開催される水泳教室や講習会に協力すること
 - 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加すること
- 競技者は、前項の商行為を行うに際し、事前に本連盟に届け出て、承認を得なければならない。

(競技者に禁止される商行為)

- 第7条 競技者は、自己の肖像等(動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等そ

の個人であることが明確にわかるもの)をテレビ・ラジオ
コマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チ
ラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。

2 ただし、前項にかかわらずつぎの各号に該当するときは
自己の肖像等の使用を認める。

- (1) 本連盟が定めた「肖像等の使用禁止に対する除外認
定競技者規程」により、除外認定競技者として認めら
れたとき
- (2) 日本オリンピック委員会が推進するマーケティング
プログラム・肖像権システムに基づき、シンボルアス
リート等に認定され競技者が同意したとき
- (3) 本連盟が競技・強化事業を推進するために、個人及
び集団の肖像等を活用するとき
- (4) 本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、
個人の肖像等を活用するとき。なお、その対価として
本連盟に支払われる報酬(都度料)等の配分について
は、その都度当該競技者と協議し決定する
- (5) 競技者の所属する企業・団体(旧所属を含む)が肖
像等を活用するとき。ただし、旧所属の企業また、団
体が肖像等を活用する場合は、競技者本人及び新所属
の承諾を要する。小・中・高校生の肖像等の活用は、親
権者の承諾を条件とする

(違反競技者に対する処分)

第8条 本連盟に登録された競技者が、つぎの各項に該当すると
認められたときは、第9条に基づき理事会の決議により処
分を受ける。

- (1) 第2条のスポーツマンシップに違反したとき
- (2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、
日本オリンピック委員会が禁止した競技会等(記録会、
模範演技会、試泳会その他水泳競技及び
演技を含む一切の行事をいう。)に許可を得ずに参加
したとき
- (3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めて
いない者が参加する競技会に、その事実を知って参加
したとき
- (4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第6条の
商行為をしたとき
- (5) 第7条の禁止される商行為をしたとき
- (6) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく
傷つけたとき

(処分の内容)

第9条 前条の競技者に対する処分は、その違反の程度に従いつ
ぎのとおりとする。

- (1) 登録の永久停止
- (2) 5年以下の期間を定めた登録停止

- (3) 文書による戒告
- (4) 口頭による注意

(競技者資格審査委員会)

第10条 第8条の処分を行うにあたっては、競技者資格審査委員
長は、競技者資格審査委員会を招集し、処分の是非及び処
分内容についての判定を行い、理事会に答申しなければなら
ない。

- 2 委員長は理事会への答申に先だち、前項の判定結果を当
事者本人に通告しなければならない。
- 3 競技者に第8条の処分を受ける違反の疑いがある場合、
競技者資格審査委員会の議決により、理事会が第8条によ
る処分を決定するまでの間、一時的に第4条の競技者資格
を停止することができる。
- 4 競技者資格審査委員会についての規程は、別に定める。

(不服審査会)

第11条 前条第2項の通告の後、2週間以内に当事者本人より処
分に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員
長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

- 2 前項の審査会の構成は、つぎのとおりとする。
 - (1) 委員長
 - (2) 委員長が特に指名した者
- 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名
した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第12条 前条にかかわらず、日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範
囲の不服申し立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従
ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(改 廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の
日から施行する。

- 2 本規則は、2014(平成26)年2月23日より一部改定施
行する。
- 3 本規則は、2014(平成26)年5月30日より一部改定
施行する。
- 4 本規則は、2016(平成28)年10月22日より一部改定
施行する。
- 5 本規則は、2018(平成30)年4月1日より一部改定施
行する。

◇(公財)日本水泳連盟 競泳競技会において着用又は携行することができる水泳用品、 用具のロゴマーク等についての取扱規程 ◇

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」と
いう。)競技者資格規則第6条第1項第1号及び競泳競技規則第15
条に規定するロゴマーク(商標・商標名の総称)等の取り扱いに
関することを定める。

(ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員(以下「競技者等」
という。)は、競技会の会場内で着用する水着及びウェア
・持ち物等に付けることができる所属チーム等の名称・マー

ク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについ
て、つぎのとおり取り扱う。

- (1) 水着及びウェア・持ち物等には、それぞれ利用の異なる
毎に、次の名称・マークを付けることができる。
 - 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク。
 - 2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す
名称・マーク。
 - 3) 国旗・国または地域の名称(自国でなくても良い)、
都道府県や市町村の名称・マーク。
 - 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟
が認めたもの。
 - 5) 水着には、30㎤以内の本連盟に事前承認を得たスポ

ンサーロゴマークを1個及びメーカーロゴマークをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して付けてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる。

前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、水着に付ける所属チーム等の名称・マークは50㎢以内で1個とする。

6) ウェアーには、40㎢以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる。

7) その他持ち物には、20㎢以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる。

(2) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める。

(スポンサーロゴマークの取り扱い)

第3条 スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商標等とする。

ただし、タバコ及びビール・ワイン以外のアルコール並びに本連盟のスポンサー・パートナーに登録されている企業は除く。

(2) スポンサーロゴマークの取扱いは、登録団体に対する商標等とし、個人に対する取扱いはできない。尚、スポンサー企業は、1登録団体につき1社とする。

(3) 本規程は、競技者等がスポンサーロゴマークを付して競技することを定めたものであり、競技者資格規則第7条に規定された、競技者に禁止される商行為を行なってはならない。

(スポンサーロゴマークの申請方法)

第4条 スポンサーロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「スポンサーロゴマークの使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体を經由して、本連盟宛に提出し承認を得なければならない。

(スポンサーロゴマークの承認手続)

第5条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、申請者への承認通知を送付する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

尚、飛込、水球、アーティスティックスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。

2 本規程は、2016(平成28)年2月28日より一部改訂施行する。

3 本規程は、2017(平成29)年4月1日より一部改訂施行する。

4 本規程は、2018(平成30)年4月1日より一部改訂施行する。

5 本規程は、2019(平成31)年3月10日より一部改訂施行する。

※「商業ロゴマーク等の使用申請書」の本誌への掲載は割愛する。

◇(公財)日本水泳連盟 個人情報保護規定◇

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)が保有する個人情報につき、本連盟個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき、適正な保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本規定における用語の定義は、つぎの各号に定める。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当然情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)。

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人。

(3) 従事者

本連盟の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取扱いに従事する者(役員、委員、事務局員、嘱託等を含む)。

(4) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム

本連盟が保有する個人情報を保護するための方針、組織及び体制、計画、改廃を含む本連盟ないのしくみのすべて。

(5) 個人情報保護管理者

会長より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者。

(6) 利用

本連盟内において個人情報を処理すること。

(7) 提供

本連盟以外の者に、本連盟の保有する個人情報を利用可能にすること。

(適用範囲)

第3条 本規定は、本連盟の従事者に対して適用する。

2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規定の目的に従って、個人情報の適正な保護を図る。

第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行う。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行う。

(特定の機微な個人情報の取得・利用・第三者提供の禁止)

第5条 つぎの各号に掲げる特定の機微な個人情報については、これを取得し、利用又は第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び本人の同意があり、かつ業務遂行上必要な範囲においてはこの限りではない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項

(3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項

- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保険医療及び性生活

(取得の手続)

第6条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得る。

(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)

第7条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、つぎの各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得る。

- (1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的
- (2) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その具体的な目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性
- (3) 個人情報の取り扱いを委託することが予定されている場合
- (4) 個人情報を与えることは、本人の任意であること及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
- (5) 個人情報の開示を求める権利及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在並びに当該権利を行使するための手続き

(本人以外からの間接に個人情報を取得する場合の措置)

第8条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得る。ただし、つぎの各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 前条に従って、本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを委託された場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害される恐れのない場合

第3章 個人情報の移送・送信

(個人情報の移送・送信の原則)

第9条 個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の棄権を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいて行う。

第4章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第10条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務を遂行上必要な限りにおいて利用できる。

(個人情報の目的外利用)

- 第11条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得る。
- 2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得る。

(個人情報の共同利用)

第12条 個人情報を第三者へ提供又は共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得る。

(個人情報の取扱いの委託)

第13条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、個人情報保護管理者の承認を得る。

第5章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

- 第14条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、第7条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得る。
- 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得る。

第6章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

第15条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態 で管理する。

(個人情報の安全管理対策)

- 第16条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じる。
- 2 個人情報は、施錠の可能な場所に保管し、鍵は個人情報管理者又は当該個人情報の利用を許された者が保管する。
- 3 個人情報の保存されている端末には、ID及びパスワード等適切なアクセス制限を施す。
- 4 個人情報の保存されている情報システムへのアクセス記録は、合理的な期間これを保存する。

第7章 個人情報の開示・訂正・追加・利用停止・消去

(自己情報に関する権利)

- 第17条 本人からの自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じる。
- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、可能な範囲で当該個人情報の受領者に対して通知を行う。

(自己情報の利用又は提供の拒否)

第18条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じる。ただし、法令に基づく場合は、この限りではない。

第8章 個人情報の消去・廃棄

(消去・廃棄の手続)

第19条 個人情報の消去及び廃棄は、当該個人情報の利用目的が終了した後、合理的な期間内に、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するため、記憶媒体を物理的に破壊するなど、適切な方法により行う。

第9章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

- 第20条 会長は、総務委員長を個人情報保護管理者として任命し、本連盟内における個人情報の管理業務を行わせる。
- 2 個人情報保護管理者は、会長の指示及び本規定に基づき、個人情報保護に関する、安全対策の実施等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、

周知徹底等の措置を実践する責任を負う。

- 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施のために、補佐する者を任命することができる。

(報告義務及び罰則)

- 第21条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反する恐れがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告する。
- 2 個人情報管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、会長に報告し、かつ関係部門に適切な処置を行うよう指示する。
 - 3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した

従事者は、本連盟倫理規定及び服務規程の定めるところにより懲戒に処す。

(苦情及び相談)

- 第22条 個人情報保護管理者は、相談窓口を設置し、個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して本人からの苦情及び相談を受け付けて対応する。

第10章 雑則

(改 廃)

- 第23条 本規定の改廃は、理事会の決議により行う。

付則 1 本規定は、平成25年6月1日から実施施行する。

◇ 公式競技会及び公認競技会における個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて ◇

平成27年4月1日
公益財団法人 日本水泳連盟

(公財)日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)の主催する公式競技会及び本連盟の公認する競技会、各加盟団体が主催する公式競技会並びに各加盟団体が公認する競技会の参加にあたり、本連盟競技者登録・競技会参加等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応します。

1、競技会参加申込に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載します
- (2) 競技会場内でアナウンス・ビジョン等により紹介されることがあります
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載することがあります
- (4) 組合せ等の内容が本連盟及び公式計時 SEIKO のホームページ・都道府県実行委員会・市町村実行委員会(以下「開催地実行委員会」という。)ホームページに掲載されることがあります

2、競技結果(記録)等の取扱い

- (1) 本連盟ホームページ・「月間水泳」・公式計時 SEIKO のホームページに記載します
- (2) 本連盟公式モバイルサイト「Swim Record Mobile」に記載します
- (3) 開催地実行委員会が設置する記録センターを通じて公開されます
- (4) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等により新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (5) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、開催地実行委員が作成する大会報告書(以下「報告書」という。)に掲載さ

れることがあります。

- (6) 新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等は、次年度以降の大会プログラム等に掲載されることがあります

3、肖像権に関する取り扱い

- (1) 本連盟によって撮影された映像が、中継・録画放送及びインターネットによって配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配付されることがあります。
- (2) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放送及びインターネットによって配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配付されることがあります。
- (3) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (4) その他、主催団体及び開催地実行委員会等に許可を受けた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがあります

4、本連盟及び開催地実行委員会としての対応

- (1) 取得した個人情報を、上記利用目的以外に使用することはありません
- (2) 本連盟競技者登録の完了をもって、上記取り取り扱いに関するご承諾をいただいたものとして、対応させていただきます
- (3) 大会役員・競技役員・補助役員・開催地実行委員・大会運営関係者及び来場者の皆様につきましては、上記取り取り扱いに関するご承諾をいただいたものとして対応させていただきます

以上

◇ (公財)日本水泳連盟 肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程 ◇

(総 則)

- 第1条 本規定は、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)競技者資格規則第7条第2項第1号の肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者(以下「除外認定競技者」という。)について定める。

(除外認定競技者)

- 第2条 除外認定競技者は、オリンピック及び世界水泳選手権大会(50m)のメダリストで、本連盟において肖像等の商業的使用が相当と認められた者とする。

(費用負担義務)

- 第3条 除外認定競技者は、本連盟が実施する海外派遣及び合宿等に参加する場合は、その実費相当額を負担する義務を負う。

(本連盟への活動・行事の優先)

- 第4条 所属企業を含む肖像等の使用契約企業がある場合にも、水泳日本代表選手としての活動・行事に参加する限りにおいては、本連盟スポンサーが全てに優先される。

- 2 除外認定競技者としての肖像等の使用契約に際しては、原則として本連盟スポンサー及び本連盟スポンサーと競合する企業との契約は禁止する。
- 3 国際水泳連盟（FINA GR 規則）の禁止する業種及び公序良俗に反する業種との肖像等の使用契約は禁止する。

（申請方法）

- 第5条 除外認定競技者になることを希望する者は、本連盟が定める手続に従い競技者資格審査委員会にその旨を申請する。
- 2 前項の申請に基づき競技者資格審査委員会は速やかに審査を行い、理事会にその結果を報告する。
 - 3 前2項の手続きを経た後、理事会において承認された者は、除外認定競技者の資格を得るものとし、本連盟は速やかに申請者に理事会決議の結果を通知する。

（不服審査会）

- 第6条 前条第3項の通告の後、2週間以内に当事者本人より決議に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。
- 2 前項の審査会の構成は次の通りとする。
 - ①委員長

②委員長が特に指名した者

- 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

（除外認定競技者の取消）

- 第7条 除外認定競技者である事由が消滅した場合及び除外認定競技者であることが不適当となったときは、除外認定競技者本人又は本連盟は競技者資格審査委員会を經由し、理事会に対し除外認定競技者の取消申請を行うことができる。

（改 廢）

- 第8条 本規定の改廢は、理事会の決議により行う。

付 則

- 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
- 2 本規定は、平成25年(2013年)6月23日より一部改定実施する。

※「肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者申請書」の本誌への掲載は割愛する。

◇ アンチ・ドーピング規程 ◇

（世界アンチ・ドーピング規程）

- 第1条 （公財）日本水泳連盟（以下、「本連盟」という。）は、（公財）日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）がドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、世界アンチ・ドーピング規程（以下、「世界規程」という。）及び国際基準（以下、「国際基準」という。）並びに日本アンチ・ドーピング規程（以下、「日本規程」という。）に基づくすべての義務を履行する責任を担っている。
- 2 世界規程に基づき、本連盟は、以下の役割及び責任等を担う。
 - (1) 本連盟のアンチ・ドーピング規範及び規則が世界規程を遵守することを確保し、世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程（第23条の規程を含む。）を遵守すること
 - (2) JADAの自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと
 - (3) 本連盟に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報も JADA 及び国際競技連盟に報告すること、及び、ドーピング捜査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力することを、要求すること
 - (4) JADAに協力すること
 - (5) 加盟団体に対し、加盟団体又はその下部組織により承認され又は組織される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対して、世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること
 - (6) アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること
 - (7) 世界規程及び日本規程に違反した加盟団体又はその下部組織に対し、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること

(8) サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かのドーピング捜査を含む自己の管轄内におけるすべてのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求すること

(9) アンチ・ドーピング教育を推進すること（加盟団体に対し JADA と協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めることを含む。）

(10) 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること

(11) 正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に対して支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること

（アンチ・ドーピング規程の適用）

- 第2条 本規程は以下に対して適用される。

- (1) 本連盟に登録する競技者、サポートスタッフ
- (2) 本連盟の権限下にあるその他の人
- (3) 加盟団体（その下部組織を含む。）

2 アンチ・ドーピング規則違反又は本規程のその他の違反に対し、制裁措置が適用される。

（義務）

- 第3条 競技者は、以下の義務を負う。

(1) 適用されるすべてのアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、世界規程、国際基準、日本規程（第24.1項を含む。）、本規程並びにアンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の政策及び規則を理解し、遵守すること

(2) 検体採取にいつでも応じること

(3) アンチ・ドーピングと関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと

(4) 医療従事者に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、自己に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと

(5) JADA 及び競技者が所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとす

る非署名当事者によりなされた競技者に対する決定を開示すること

(6) アンチ・ドーピング規則違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること

2 国内競技連盟に通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、世界規程に従い実施された検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出すること。

2 国内競技連盟に通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、世界規程に従い実施された検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出すること。

3 国内競技連盟に加入していない競技者で、JADA の検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている競技者は、国内競技連盟に加入しなければならず、競技者が所属する国内競技連盟の国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヵ月前に、検査を受ける。

4 サポートスタッフは、以下の義務を負う。

(1) 自らに又は支援する競技者に適用されるアンチ・ドーピング規程及び規則、すなわち世界規程、国際基準、日本規程（第24.2項を含む。）、本規程並びに国内アンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の規程及び規則を理解し、遵守すること

(2) 競技者の検査プログラムに協力すること

(3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しアンチ・ドーピングの姿勢を育成すること

(4) JADA 及びサポートスタッフが所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされたサポートスタッフに対する決定を開示すること

(5) アンチ・ドーピング規程違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること

(6) 正当な理由なくして、いかなる禁止物質又は禁止方法も使用しないこと

5 国内競技連盟は、以下の義務を負う。

(1) 世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程（第23条の規程を含む。）を遵守すること

(2) JADA が世界規程及び日本規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること

(3) アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報も JADA に報告すること、及びドーピング捜査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力すること

(4) 世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規程を採択し、実施すること

(5) その国際競技連盟が日常的なアンチ・ドーピングプログラムを実施することに協力し、かつこれを援助すること

(6) 全ての競技者、及び国内競技連盟又はその加盟機関の1つによって承認された又は運営される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対し、世界規程に適合するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること

(7) 国内競技連盟の権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に対して支援を提供することを防止すること

(8) 加盟条件として、国内競技連盟のメンバー又は国内競技連盟により承認されたクラブの政策、規則及びプログラムが世界規程に準拠することを義務付けること

(9) 世界規程及び日本規程の違反を防止するために適切な措置を講じること

(10) 聴聞を要求することなく、国際競技連盟、JADA 又はその他の署名当事者によるアンチ・ドーピング規則違反の認定を承認し、かつ尊重すること。ただし、その認定が世界規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る

(11) 通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された場合には、検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出するよう義務付けること

(12) 正式加入していない人で、JADA の検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている人に対し、国内競技連盟に加入すること、及び国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヵ月前には検査を受けることを、要求すること

(13) JADA 以外のアンチ・ドーピング機関により、本連盟の競技者、サポートスタッフに対するアンチ・ドーピング規則違反の認定及びこれに対する制裁措置が行われた場合、JADA に速やかに通知すること

(14) JADA と協力してアンチ・ドーピング教育を推進すること

(相互承認)

第4条 本連盟は、世界規程に整合し、かつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定を承認する。競技者は、以下の義務を負う。

2 本連盟は、世界規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則が世界規程に適合している場合には、これを承認する。

(本規程違反)

第5条 アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規程に違反する。

2 競技者、サポートスタッフ、その他の人又は加盟団体が本規程に基づく本連盟に対する義務に違反することは、本規程に違反する。

(日本水泳連盟が課す制裁措置)

第6条 アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判定された人は、日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に従いなされる本連盟理事会の決定により、世界規程及び日本規程違反の重さに従って、日本代表選手団又はその選考の資格、本連盟からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに本連盟で役職に就く資格を失う。

2 制裁措置の期間は、世界規程及び日本規程の第10条及び第11条に従って決定される。

3 本連盟は、違反が1回目か2回目か3回目かを判断するにあたり、いかなるアンチ・ドーピング機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

(規律手続)

第7条 アンチ・ドーピング規則違反が問われる全ての事件は、世界規程及び日本規程に従って判断され、世界規程及び日本規程の条項に従って認定され、世界規程及び日本規程の条項に従って不服申立がなされる。

2 世界規程第8条及び日本規程第8条に従って、規律手続は遂行される。

(通知)

第8条 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本連盟は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

(1) 関係する国際競技連盟

(2) 世界規程第14.1項及び日本規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者

(3) 関係する加盟団体

(4) 本連盟が通知を必要と考えるその他の人又は組織

(不服申し立て)

第9条 不服申し立てについては、日本規定第13条の規定に従う。

(アンチ・ドーピング規則違反の審査)

第10条 アンチ・ドーピング規則違反を行ったとして記録された人が後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがCAS、日本スポーツ仲裁機構又はアンチ・ドーピング機関により明らかになった場合、本連盟はアンチ・ドーピング規則違反及びそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第8条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告する。

(解釈)

第11条 本規程において使用された語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従い解釈されるものとする。世界規程及び日本規程並びに国際基準は、本規程の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が自動的に適用され、本規程に優先する。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則1 本規程は、平成29年2月25日から施行する。

◇ (公財) 日本水泳連盟所属競技者<アンチドーピングガイド>◇ (この内容は2019年1月1日から2019年12月31日まで有効) Ver.1 (公財) 日本水泳連盟アンチドーピング委員会

この書類は、(公財) 日本水泳連盟に所属する競技者を対象としたアンチ・ドーピングガイドです。アンチ・ドーピングガイドとしてホームページに掲載するとともに、競技会に資料として配布もしくは掲載された本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程が適用されます。日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象競技会に出場する競技者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続きの対象となることに同意したものと見なされます。また、18歳未満の競技者では、ドーピング検査一連に関する親権者からの同意書を事前に(公財) 日本水泳連盟に提出する必要があります。同意書の書式、提出方法、提出時期などについてはホームページをご覧ください。か、(公財) 日本水泳連盟事務局にお問い合わせ下さい。居場所情報の提出を行っている指定競技者への競技会外検査に関連して、居場所情報未提出や検査未了(後述)のケースが多くなっていますので、該当の競技者は十分ご留意願います。

禁止物質を含まないことを前提に、静脈内注入・注射の許容量とタイミングは12時間あたり計100mlまでの点滴は使用可能です。しかし、その量を超える点滴を行う場合、入院設備を有する医療機関での治療およびその受診過程(結果的に入院しなくても構わない)外科手術または臨床検査のそれぞれの過程に置いて正当に受ける場合は許可されますが、無床診療所で行う場合はTUE申請が必要になります。

TUEに関しては、別紙の「(公財) 日本水泳連盟所属競技者<TUEガイド>」を参照して下さい。

<競技会検査について>

- ①「国際競技会」国際競技会のほぼ全てにおいて、原則としてFINA Doping Control Rules (WADADoping Control Rules) に基づき、競技会におけるドーピング検査が行われます。
- ②「国内競技会」日本選手権、ジャパンオープン、日本学生選手権および国民体育大会などを含めて多くの国内の競技会では、日本アンチ・ドーピング規程(WADADoping Control Rules) に基づき、競技会におけるドーピング検査が行われる可能性があります。
- ③ドーピング検査が行われる競技会に参加した場合、参加した全ての競技者が検査を受ける可能性があります。
- ④ドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否または回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情(飛行機や電車等への時間的都合があっても、検査を断ることは出来ません)によりドーピング検査手続きを完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性があります。特に競技出場日に帰宅の際は、時間に十分な余裕を持つか、変更可能なチケットをご用意下さい。
- ⑤ドーピング検査の対象となった競技者は、競技後に検査員から通告を受けます。検査は尿や血液で行われますが、どの検査が行われるかは通告を受けるまでわかりません。競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は採血のため競技/運動終了後2時間の安静が必要になることがあります。
- ⑥成人の競技者でも付添いを1名つけることが出来ますが、18歳未満の競技者には基本的に必ず成人の付添い(所属関係者、家族など)を1名帯同して下さい。
- ⑦競技者は不注意による禁止薬物使用から、競技支援要員の方々(コーチ、トレーナー、医師、家族など)は不注意による禁止

薬物投与から、それぞれ「アンチ・ドーピング規程に対する違反」とならないように十分留意して下さい。

- ⑧市販の総合感冒薬の大多数や葛根湯などに、興奮薬(競技会検査に限る禁止物質)などの禁止物質が含まれています。市販の総合感冒薬を使用する場合は、店頭で薬剤師に禁止物質が入っていないことを確認するか、別紙「いつでも使える薬の例」に記載されているものを使用するようにして下さい。また、可能であれば病院を受診して禁止物質の含まれていない薬を処方してもらって下さい。
- ⑨サプリメントは医薬品ではありません。特に海外のサプリメントは、記載された成分通りでないこともありますので使用しないで下さい。日本製のものでも、禁止物質が含まれていないと保証されているわけではありません。以前にそのサプリメント使用中にドーピング検査を受けて大丈夫であっても、継続して同じものを使用していたつもりが、途中で成分が変わっていることもありえます。必要な栄養補給は食事から摂取することが基本です。リスクを冒してまでサプリメントを使用する必要性があるかよく考えてください。
- ⑩ドーピング検査が行われる競技会に出場する競技者で、
 - a) 何らかの病気や怪我で病院・診療所などから継続して薬を使用または治療をしている競技者や
 - b) 競技の直前(出場競技7日前から当日)に病院を受診する競技者(注1)は、
 - 1) 別紙<担当医師へのお願い>と共に、この書類一式を担当医師にお渡し下さい。
 - 2) 担当医師に診断名、使用薬品名、使用量、使用方法、医師の氏名と病院連絡先を確認し、控えを取っておいて下さい。(注1) FINA や JADA 検査対象者に登録され、ADAMS で居場所情報の提出を行っている指定競技者は、FINA、WADA、JADA

より常時、競技会外検査を受ける可能性があります（競技会期間中に競技会外検査を受けることもあります）。また、指定競技者ではなくとも（特に国際競技会に参加するような競技者の代表合宿などで）競技会外検査を受けることがあります。よって、競技の直前だけでなく一時的に病院・診療所を受診する場合も常に、1）、2）のように対応して下さい。

<競技会外検査について>

- ①競技会外検査は多くの場合予告なしに検査員が競技者の自宅や宿泊場所、練習場所などに出向いて実施されます。
- ②<競技会検査について>の（注1）でも記載しましたが、競技会外検査はFINAやJADA検査対象者に登録され、ADAMSで居場所情報の提出を行っている指定競技者が受けることが多い検査ですが、指定競技者ではなくとも特に国際競技会に参加するような競技者の代表合宿などで行われることがあります。指定競技者でなければ、競技会外検査を受けることは無いと誤解されている場合がありますのでご留意下さい。
- ③「居場所情報提出」は競技会外検査を実施するために必要な競技者のスケジュールや情報を、競技者がADAMSで提出するものです。競技者が「いつ」「どこに」いるのか、3ヶ月毎に情報を提供し、かつ5時23時までの間で競技者本人が確実に検査を受けることが出来る60分/日の時間帯と場所を提示する必要

があります。

- ④居場所情報関連義務違反（居場所情報不備の警告が12ヶ月間で累積3回になるとドーピング違反になります）
 - a) 出義務違反：正確かつ完全な居場所情報提出を行う義務を怠った場合。
 - b) 検査未了：居場所情報提出において競技者本人が指定した60分の時間帯で、指定した場所に不在であった場合。
- ⑤居場所情報の変更は、通常はADAMSで行って下さい。しかし、急遽の予定変更や近くにADAMSにアクセスできる環境がそろっていない状況で、その競技会外検査がJADAからの検査の場合でのみ（これは競技者側には分かりませんが）、JADAへの電話03-3906-3031（深夜での留守電へのメッセージでも可）でも対応していただけます（但し、FINAからの検査の場合はこの方法は無効です。特に海外では留意して下さい）。また、急病などの緊急の事態等では、事後報告でも公的に証明されれば検査未了が取り消される場合もあります。
- ⑥また、指定した60分の時間帯でなくても検査が行われることは十分ありえますので、居場所情報は正確に提出しいつでも検査が受けられるように対応して下さい。指定した60分の時間帯以外は警告にはならないから、指定の場所にいなくても構わないということではありません。
- ⑦検査そのものは競技会検査と同様に行われます。

◇（公財）日本水泳連盟所属競技者<担当医師へのお願い>◇ （この内容は2019年1月1日から2019年12月31日まで有効）Ver.1 （公財）日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会

ご担当医師におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また日頃から（公財）日本水泳連盟所属の競技者をご診療いただき誠にありがとうございます。さて、本状持参の患者は、ドーピング検査を受ける可能性のある競技者であることから、以下の点をご考慮願います。（公財）日本水泳連盟ホームページ内の「（公財）日本水泳連盟所属競技者< TUE ガイド>」もご参照の上、必要に応じて「薬剤師のためのドーピング防止ガイドブック」（インターネットからも入手可能、毎年5月頃更新されています）のご利用や、各都道府県の「薬剤師会ドーピング防止ホットライン」、「JADA公認スポーツファーマシスト」へご相談、もしくはインターネット上の「Global DRO-JAPAN」で医薬品名等をご入力いただき、ご確認いただくなどの方法でご対応の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ①ドーピング検査において、「世界アンチ・ドーピング規程 2019年禁止表国際基準」の「禁止される物質と方法」の使用が明らかになると、それが医学的に妥当なものであっても、競技者は失格および資格停止などの制裁を受けることになります。「2019年禁止表国際基準」は日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のホームページから入手可能です。
- ②治療に必要なグリセロール使用や、競技者の嗜好などでのアルコール摂取は禁止されません（以前は禁止されていた）。また、禁止物質を含まないことを前提に、静脈内注入・注射の許容量とタイミングは、12時間あたり計100mlまでの点滴は使用可能です。しかし、その量を超える点滴を行う場合、入院設備を有する医療機関での治療およびその受診過程（結果的に入院しなくても構わない）外科手術または臨床検査のそれぞれの過程に置いて正当に受ける場合は許可されますが、無床診療所で行う場合はTUE申請が必要になります。
- ③気管支喘息治療薬のベータ2作用薬であるサルブタモール、サルメテロール、ホルモテロールの吸入は、適正使用下（吸入サルブタモールに関しては24時間で最大1600μg、いかなる用量から開始しても12時間で800μgを超えない、など）であればTUEの申請は必要ありません。しかしサルブタモール、サルメテロール、ホルモテロールを除いた他のベータ2作用薬の吸入使用に関しては、競技者のレベルによりFINAやJADAへ通常のTUEと気管支喘息治療に関するTUE申請のための情報提供書の提出が必要です。また、ベータ2作用薬の吸入以外の使用（内服、点滴など）に関しては従来通り全例TUE申請が必要です。
- ④使用可能な病院処方薬の例を以下に示します。（下記以外にも

使用可能な医薬品はたくさんあります）

- <感冒薬類> PL 配合顆粒、トランサミン、ムコダイン、アストミン、メジコン、リン酸コデイン、イソジンガール、SP トローチ、等
 - <鎮痛薬>ロキソニン、ボルタレン、ロルカム、セレコックス、ハイベン、カロナール、ブルフェン、リリカ、トラムセット、等
 - <胃腸薬>ムコスタ、ガスター、パリエット、タケブロン、ネキシウム、アルサルミン、タガメット、ブスコパン、ナウゼリン、プリンペラン、ロペミン、タンナルビン、ラックビー、ピオフェルミン、酸化マグネシウム、ブルゼニド、等
 - <抗アレルギー薬>ボララミン、ザジテン、アレジオン、アレグラ、アレロック、タリオン、オノン、インタール、シングレア、等
 - <抗生物質>サワシリン、パンスポリン、セフゾン、フロモックス、クラリス、クラビット、ホスミシン、ネオオイスコチン、等
 - <気管支喘息治療薬>ベネトリン（吸入のみ可、内服は不可）、サルタノールインヘラー、フルタイド、アドエアディスカス、シムビコート、等
 - <その他>タミフル、フェロミア、メチコパール、トラベルミン、ミオナール、テルネリン、テオドール、ドオルトン、チラージンS、メルカゾール、プロバジール、リンデロンVG軟膏（皮膚に限り使用可能）、ケナログ口腔用軟膏、等
- ⑤治療のために禁止物質を使用する必要がある場合は、治療使用特例（TUE）申請書の記載をお願いします。「（公財）日本水泳連盟所属競技者< TUE ガイド>」や、JADA ホームページ⇒医

療関係の方へダウンロード／治療使用特例(TUE)に関する書式とすずむと見られる「医師のための TUE 申請ガイドブック」等をご参照下さい（記入例が記載されています）。申請書式ご記入の際、競技者情報の一部、競技者の宣誓書以外の箇所は、全て英語・英文であることをご通知ください。また、該当患者（競技者）が国際的競技者レベルの場合は、書類が FINA（国際

水泳連盟）用のものとなり、こちらも全てが英語・英文記載です。

⑥最後に、治療に際し使用した医薬品に関連して、使用薬品名、使用量、使用方法、医師の氏名と病院連絡先を競技者に伝えていただくよう宜しくお願いいたします。

（公財）日本水泳連盟所属競技者＜TUE ガイド＞ （この内容は 2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日まで有効）Ver.1 （公財）日本水泳連盟アンチドーピング委員会

① TUE（Therapeutic Use Exemptions: 治療使用特例）とは

禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状態にある競技者が申請して、認められれば、禁止物質・禁止方法を治療目的で使用する事ができるものです。競技者は承認が必要な日（競技大会など）の 30 日前までに TUE の申請を行う必要があります（30 日前を過ぎてしまったら受付けてもらえないということではありませんが、承認が必要な日までに判断がなされない可能性があります）。詳細が載っている「2019 年禁止表国際基準」、「治療使用特例に関する国際基準 2019」については、（公財）日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のホームページを参照下さい。また、JADA ホームページ内で TUE 申請書式の項目から、医師向けの「医師のための TUE 申請ガイドブック」も参照出来ます。

② TUE の規則は、競技者の状況によって若干異なります。競技者が以下のどの競技者カテゴリーに相当するか、まず確認してから次に進んでください。

競技者カテゴリー	競技者の状況
A	FINA（国際水泳連盟）や JADA 検査対象者登録リスト競技者（注 1）
B	FINA や JADA 検査対象者登録リスト競技者ではないが国際競技会に参加する競技者
C	FINA や JADA 検査対象者登録リスト競技者ではなく国際競技会にも参加しない国内レベルの競技者

（注 1）FINA や JADA 検査対象者登録リスト競技者：FINA や JADA によって指定され、ADAMS で居場所情報を提供している競技者。

また、今年の「TUE 事前申請が必要な競技大会」（予定）は以下の通りです。これらの競技会に出場予定で禁止物質・禁止方法の使用を必要とする医学的状態にある競技者は全員 TUE の事前申請が必要です。

日程	競技会名	会場名
4/02(火)～08(月)	第 95 回日本選手権 競泳競技	東京・東京辰巳国際水泳場
4/27(土)～29(月)	第 95 回日本選手権 アーティスティック競技	東京・東京辰巳国際水泳場
9/11(水)～16(月)	第 74 回国民体育大会（茨城）水泳競技	笠松運動公園屋内プール、県立土浦第二高等学校、潮来特設 OWS 会場
9/21(土)～23(月)	第 95 回日本選手権 飛込競技	石川・金沢プール
9/22(日)	第 95 回日本選手権 OWS 競技	未定
10/4(金)～6(日)	第 95 回日本選手権 水球競技	東京・東京辰巳国際水泳場
10/26(土)～27(日)	第 61 回日本選手権(25m)水泳競技大会	東京・東京辰巳国際水泳場

③ TUE 付与の決定と申請書類の獲得、記載言語

競技者カテゴリー	TUE 付与の決定	申請書類	記載言語
A、B	FINA	FINA ホームページ (http://www.fina.org) からダウンロード	英語
C	JADA	JADA ホームページ (http://www.playtruejapan.org) からダウンロード	英語

カテゴリー C から新たにカテゴリー A、B に入った競技者について：ある禁止物質・禁止方法についてすでに JADA より TUE を獲得している場合は、その旨を事前に FINA へ連絡することで、現在基本的には TUE の承認を受けられるようになっています。以前のように再度 FINA から TUE を獲得する必要はありませんが、日水連事務局へ「FINA への TUE 承認希望」の連絡を必ず行ってください。

④ TUE の種類について?通常の TUE と遡及的（そきゅうてき）TUE?

TUE には、禁止物質・禁止方法の使用が予定される場合に事前に申請する通常の TUE と、使用後に申請する遡及的 TUE の 2 種類の申請方法があります。通常の TUE はカテゴリー A の競技者、国際大会に参加するカテゴリー B の競技者と「TUE 事前申請が必要な競技大会」に出場するカテゴリー C の競技者を含めた全ての競技者が該当します。それに対して遡及的 TUE は、全ての禁止物質・禁止方法について、救急治療または急性病状の治療が必要である場合（予定していなかった事態）に使用した際に事後的に申請、もしくはカテゴリー B、C の競技者が医師からの治療上必要で（他に代替治療がない）禁止物質を使用中に「TUE 事前申請が必要な競技大会」ではない競技会でドーピング検査を受け、その結果、禁止物質が検出された場合に事後的に申請して、協議の上認められることがあるものです。レベルが高い競技者は TUE 申請の必要性が高くなり、そうではない競技者、少なくとも「TUE 事前申請が必要な競技大会」には出場しないレベルであれば、病院受診で医師の診察のもと（確立された標準的な治療で、かつ他の代替治療がない場合。のちに必要が出た時点で診断過程（診察・検査記録）、通院記録などを提出できることが条件）TUE 申請なく、禁止物質の使用が可能なおもあります。しかし、これは約束されることなく、基本的に禁止物質は禁止されているものです。時間的余裕があれば TUE 申請をしておくのが望ましいです。

<<通常の TUE>>

競技者カテゴリー	TUE 事前申請が必要な競技大会	国際大会	その他の国内競技会・競技会外を含めて常に
A	必要	必要	必要
B	必要	必要	申請しても可

C	必要	該当なし	申請しても可
---	----	------	--------

⑤よくあるケース：気管支喘息治療目的の場合

気管支喘息治療薬のベータ2作用薬であるサルブタモール、サルメテロール、ホルモテロールの吸入は、適正使用下であれば TUE の申請は必要ありません。しかしサルブタモール、サルメテロール、ホルモテロールを除いた他のベータ2作用薬の吸入使用に関しては、競技者のレベルにより FINA や JADA へ通常の TUE と気管支喘息治療に関する TUE 申請のための情報提供書の提出が必要です。また、ベータ2作用薬の吸入以外の使用（内服、点滴など）に関しては従来通り全例 TUE 申請が必要です。

⑥ TUE の提出（通常の TUE および適時的 TUE の提出）

競技者が日本水連事務局に原本を郵送して下さい。提出前に書類の内容確認希望時や急ぎの場合は先に FAX で送付ください。内容を確認の上、日本水連事務局より JADA あるいは FINA に転送いたします。また、FINA からの TUE 取得の情報は、JADA にも通知いたします。

郵送先：〒150-8050 渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

（公財）日本水泳連盟事務局 TUE 申請係 FAX 番号：03-3481-0942

通常の TUE を休日などに大至急提出したい場合は日本水連事務局へと同時に JADA または FINA にも直接 FAX し、原本を日本水連事務局に郵送して下さい。FAX 番号：日本水連事務局 03-3481-0942、JADA03-5963-8031、FINA + 41-21-310-18-97

（公財）日本水泳連盟所属競技者くいつでも使える薬の例>
（この内容は 2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日まで有効） Ver.1
（公財）日本水泳連盟アンチドーピング委員会

競技会の期間中であってもドーピング違反にならない市販薬の例のリストです。ただし、薬局に行けば必ずその薬が置いてある訳ではありません。また、一文字違うだけでドーピング違反になる薬もたくさんあります。〇〇だったかな？ではなく、名称が「完全に一致」しているか確認しましょう。なるべく薬剤師に相談して選んでもらうようにしましょう。

商品名確認方法

（例）パブロン S ゴールド W 錠 → [①パブロン] [②S] [③ゴールド] [④W] [⑤錠] と商品名を分析し、①②③④⑤が『完全に一致』することを確認してください。

総合感冒薬…かぜ

飲み薬	・パブロン S ゴールド W 錠 / 顆粒	・バイロン PL 顆粒	・ストナアイビー	・新 S タック「W」
塗り薬	・ヴィックスヴェボラップ			

解熱鎮痛薬…熱、痛み

飲み薬	・パファリン A	・イブ A 錠	・バイエルアスピリン	・新セデス錠
	・パファリンプレミアム	・イブ A 錠 EX	・ノーシン錠	・セデス・ハイ
	・パファリンルナ i	・イブクイック頭痛薬	・ノーシンピュア	・タイレノール A
	・ロキソニン S	・イブメルト	・ノーシンアイ頭痛薬	
	・ロキソニン S プラス	・ナロンエース T	・リングルアイビー	
	・ロキソニン S プレミアム	・ナロンエース R	・セデス・ファースト	

鎮咳去痰薬…咳、痰が出る

飲み薬	・新コンタックせき止め W 持続性	・エスエスプロン液	・クールワン去たんソフトカプセル
	・新ブロン液エース	・ストナ去たんカプセル	
トローチ	・パブロントローチ AZ		
	・ベンザブロックトローチ		
うがい薬	・インゾンうがい薬		
	・浅田飴 AZ うがい薬		

アレルギー用薬（鼻炎用内服薬を含む）…くしゃみ、鼻水、鼻づまり、じんましんなどのかゆみ

飲み薬	・アレグラ FX	・クラリチン EX	・アレルギール錠
	・アレジオン 10	・コンタック鼻炎 Z	・レスタミンコーワ糖衣錠
	・アレジオン 20	・コンタック 600 ファースト	・サジテン AL 鼻炎カプセル
点鼻炎薬	・アルガード鼻炎クールスプレー a	・サジテン AL 鼻炎スプレー α	・ナザール「スプレー」
塗り薬	・メンソレータムメディックイック軟膏 R	・ケラチナミンコーワ 20%尿素配合クリーム	・オイラックス A
	・レスタミンコーワパウダークリーム	・ベトネベート N 軟膏 AS	・フルコート f

胃腸薬…胃が痛い、お腹が痛い

飲み薬	・ガスター 10	・ガストール錠	・サクロン S	・パンシロン AZ	・スクラート胃腸薬（顆粒）
	・ファモチジン錠「クニヒロ」	・サクロン錠	・サクロン Q	・プスコパン A 錠	・スクラート胃腸薬（錠剤）

便秘治療薬…便が出ない（お腹がはる・痛い）

飲み薬	・コーラック	・コーラック II	・スルーラック S	・3A マグネシア	・ビューラック A	・ピコラックス
-----	--------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

整腸薬・下痢止め…げり、お腹が痛い

飲み薬	・ストップ下痢止め EX	・新ビオフェルミン S 錠	・強ミヤリサン（錠）
	・トメダインコーワフィルム	・ロペラマックサット	・わかもと整腸薬

吐き気止め…気持ちが悪い

飲み薬	・センパア	・アネロン「ニスキャップ」	・トラベルミン	・トラベルミンR	・トラベルミンチュロップ
-----	-------	---------------	---------	----------	--------------

※ここに挙げたものだけがすべてではありません。他にも数多くあるので、ドーピング防止に詳しいスポーツファーマシストにご相談ください。日本水泳連盟ホームページのトップページ【薬の相談窓口】からもアクセスできます。

(参考情報) 日本水泳連盟アンチ・ドーピング情報 http://www.swim.or.jp/about/anti_d.php